

令和5年5月2日

保護者の皆さまへ

貝塚市教育委員会
教育長 鈴木 司郎
貝塚市立第五中学校
校長 宮瀧 秀一郎

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の5類移行に係る対応について

日頃は、本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

先般、新型コロナウイルス感染症の5類移行が決定したことを受け、文部科学省により「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が行われました。

つきましては、本市におきましても国の対応に従い、5月8日以降の学校園における対応は下記のとおりといたしますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひします。

記

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等の出席停止期間は、発症した後5日間を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでとします。なお、無症状の感染者に対する出席停止期間は、検体を採取した日から5日を経過するまでとします。また、濃厚接触者の特定等はいりません。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒についてはマスクの着用を推奨します。
- 学校園における平時の対策は換気の確保、手洗い等の手指衛生を行います。また、学校園における日常の消毒作業はやめ、普通の清掃で対応します。なお、家庭における登校時の毎日の体温チェック等は不要とします。
- 感染不安による欠席の対応については、同居家族に高齢者や基礎疾患を持つ方がおり、かつ他に手段がない場合など、合理的な理由がある場合は、出席停止の扱いとします。
- 地域や学校で感染が流行している場合は、活動内容に応じて、一時的に「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控え、児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する等対策を講じます。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない園児児童生徒もいることなどから、園児児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。